⑶　近畿地方整備局における一般競争（指名競争）参加資格「建築工事」の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成17年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から４）までの要件をすべて満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下、「通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

１）建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）1,000㎡以上の事務所又は庁舎

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）1,000㎡以上の建築物において事務室、会議室、研修室又は研究室（実験室は除く）の合計面積が過半を超えるもの

２）構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

３）階数　地上２階以上

４）工事内容　新築工事又は増築工事

ただし、上記１）から４）までは同一建築物の実績であること。また、２）については主要な構造とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。４）については躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成17年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成17年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記５）から７）までの要件をすべて満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

５）建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）500㎡以上の事務所又は庁舎

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）500㎡以上の建築物において事務室、会議室、研修室又は研究室（実験室は除く）の合計面積が過半を超えるもの

６）構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

７）工事内容　新築工事又は増築工事

ただし、上記５）から７）までは同一建築物の実績であること。また、６）については主要な構造とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。７）については躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。同種工事の実績及びその他構成員の実績が、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事又は工事成績相互利用対象工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで実績とする。

⑹　次に掲げる１）から４）までの基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が下記１）から４）までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に配置できるとともに、その他の構成員は下記１）及び４）の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は余裕期間を設定した工事であり、余裕期間内は、配置予定技術者の配置を要しない。

１）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成17年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記⑸５）から７）までの要件をすべて満たす工事（同一建築物の実績であること。また、６）については主要な構造とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。７）については躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事又は工事成績相互利用対象工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

３）配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料（技術提案以外）の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

申請書及び資料（技術提案以外）の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記１）から４）までの基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

また、在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

⑺　本工事に経常ＪＶとして申請書及び資料（技術提案以外）を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料（技術提案以外）を提出することはできない。

⑻　申請書及び資料（技術提案以外）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。